

## 第 29 回大阪市中央卸売市場本場・東部市場運営協議会 議事録

1 日 時 令和元年 12 月 9 日（月）午後 1 時～午後 2 時

2 場 所 本場 業務管理棟 16 階大ホール

3 出席者

（委 員）加藤会長、竹下委員、上田委員、植田委員、中島委員、吉川委員、橋爪委員、山橋委員、牛山委員、金子委員、高丸委員、田中委員、今井委員、古家委員、今里委員

（以上 15 名）

（本 市）田端中央卸売市場長、中野企画運営担当部長、西田総務担当課長、小野企画担当課長、得能本場長、更家東部市場長、中尾設備・施設担当課長、木村食品衛生検査所長、西東部市場食品衛生検査所長

（以上 9 名）

4 議 題

○業務条例改正について

○その他

5 議 事 録

（司会）

定刻がまいりましたので、ただいまから、第 29 回大阪市中央卸売市場本場・東部市場運営協議会を開催いたします。

委員の皆様方には、公私何かとご多用のところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私、本日の司会をつとめます、中央卸売市場担当係長の岡田でございます。どうぞよろしくお願ひ申しあげます。

本運営協議会は、卸売市場法第 13 条に基づき、大阪市中央卸売市場業務条例第 64 条で設置し、市場の業務の運営及び施設の整備等に関する事項や業務条例の変更に関する事項について調査審議を頂くことになっております。

現在の委員は、お配りしています「名簿」のとおり 17 名で構成しており、現時点で 15 名、半数以上の御出席を頂いておりますので、業務条例施行規則第 96 条に基づき成立いたしておりますことをご報告申しあげます。

また、本運営協議会は、本市の「審議会の設置及び運営に関する指針」に基づき、会議は公開にて行うこととなっており、会議録等については、ホームページなどにより公開すること

になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

傍聴の皆様には、受付でお渡ししました、傍聴要領に従い、円滑な協議会の運営に御協力いただきますようお願い申し上げます。

本日お配りしております資料は、「次第」、「委員名簿」、「配席図」、「大阪市中央卸売市場業務条例改正について」資料1～4、別紙1～2、参考1～2となっております。

本日ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。なお、委員の任期は2年となっており、任期満了に伴い、令和元年8月1日の一斉改選によりご就任いただいております。それでは、名簿順に私の方からお名前のみご紹介させていただきます。

竹下 委員です。

加藤 委員です。

上田 由喜子 委員です。

植田 孝 委員です。

中島 委員です。

吉川 委員です。

橋爪 委員です。

山橋 委員です。

牛山 委員です。

金子 委員です。

高丸 委員です。

田中 委員です。

今井 委員です。

古家 委員です。

今里 委員です。

なお、藤田委員、本間委員におかれましては、御都合により、欠席となっております。

本市側の出席者につきましては、お手元の配席図に記載させて頂いておりますので、個々の紹介につきましては、省略させていただきます。

本市を代表いたしまして中央卸売市場長の田端よりごあいさつを申し上げます。

(田端市場長)

皆様、こんにちは。中央卸売市場長、田端でございます。

本日の運営協議会、通算で第29回目、法改正に伴います条例改正に関しましては第4回目になります。

師走に入りまして、大変お忙しい中、委員の皆様方におかれましては、この運営協議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。

また、平素から卸売市場の円滑な運営のみならず、大阪市政各般にわたりまして、温かくご理解、ご支援いただいておりますことを厚くお礼申し上げます、ありがとうございます。

先月 10 日には東部市場開設 55 周年の市場まつりを開催いたしましたところ 3 万人を超える方々にご来場いただきました。

開催にあたりましては、市場関係者の皆様方に絶大なご支援、ご協力を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げます。

終日、多くの人で東部市場内が賑わって、皆さん笑顔で鮮魚とか果物とか野菜を買い物している姿を見ておりますと市場ではいいものが安心して買える、そういう消費者の皆さんからの市場に対する信頼や期待、非常に大きなものがあると改めて感じたところでございます。

本日の運営協議会でございますけれど、昨年の秋以降、市場内の事業者の皆さん中心に、この運協の場とか、また有識者に入っていたいただいたヒアリング、また意見公募等々で様々なご意見をお伺いしてまいりました。

皆様から頂いたご意見等を踏まえまして、本日、条例の改正案の骨子を取りまとめましたので、ご説明をさせて頂きたいと思っております。

本日のご審議を踏まえまして、改めて条例案として取りまとめ、年明け 2 月 3 月の市議会の方に上程してまいりたいと考えております。

そういうことで本日の議案、大変重要な案件でございますので、なにとぞよろしくご審議のほどお願い申しあげまして、開催にあたってのごあいさつと致します。

よろしく申し上げます。

(司会)

それでは、議事に入らせていただく前に、委員の改選後、初めて開催する協議会となりますので、業務条例施行規則第 95 条に基づきまして、委員の皆様の互選により、会長の選出をお願いしたいと存じます。

会長の選出についてでございますが、委員の皆様から御意見をいただきたいと存じます。ご意見はございませんでしょうか。

(牛山委員)

加藤先生をお願いします。

(司会)

ただいま、牛山委員より、加藤委員をお願いしてはどうですかという御意見がございましたが、他にご意見はございませんか。

(意見なし)

(司会)

特に御意見がないようでございますので、加藤委員をお願いすることに御異議ございません

んでしょうか。

(異議なし・拍手)

(司会)

それでは、加藤委員に会長をお願いしたいと存じます。  
これより、議事の進行を加藤会長をお願いいたします。  
加藤会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

(加藤会長)

ご指名ですので僭越ながら会長をお引き受けしたいと思えます。  
卸売市場法の改正という極めて重大な時期に会長を引き受けるのは非常に重く感じております。  
前回の運営協議会でもご議論ありましたように、今回の法改正にあたっては100年後の卸売市場のありかたを見据えたうえで機能を考え直すというようなご意見があるかなと思えますけれども、皆様の活発なご審議をできるだけ進められますように、微力ながら会長を務めさせていただきたいと思えますので、引き続きご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。  
それでは、本日の議題は、「業務条例改正」ということですので、早速、事務局から説明をお願いしたいと思います。

(中野部長)

皆様、こんにちは、中央卸売市場企画運営担当部長の中野でございます。  
私の方から資料に沿いましてご説明の方させて頂きたいと存じます、座らせていただきます。  
まず、資料1、右肩のところに資料1というふうになっております資料をご覧くださいませでしょうか。  
これにつきましては、これまでの経過についてでございます。  
平成30年9月25日に開催致しました運営協議会をスタートといたしまして、これまでに3回の運営協議会を開催させていただきました。  
それぞれの運営協議会の内容につきましては、簡単に記載させていただいておりますのでご確認くださいようをお願いいたします。  
そのうち前回の第28回、今年7月8日の運営協議会におきまして、条例改正の方向性を提示させていただきました。  
内容といたしましては、その他の取引ルールのうち第三者販売、商物分離、直荷引き等の規制は定めない方向性とし、それ以外のその他の取引ルール、例えば業務許可やせりの参加等については引き続き検討を行うことといたしました。

その後、卸売業者・仲卸業者の皆様と継続的に意見交換等させていただきました。

その際のご意見につきましては、参考 1 の資料に記載しておりますので、後ほどご参照ください。

また、令和元年 10 月から 11 月にかけて、本市ホームページにおいて本市の方向性の案を掲載させていただきました。また農林水産省の HP にもリンクを貼ることによりまして、広く取引参加者の皆様の意見を募集してまいりました。

このような経過を踏まえまして、本日の運営協議会におきまして、条例改正案を提示させていただきます。

資料 2、右肩に資料 2 と書いた資料をご覧ください。

条例改正の理由及び趣旨でございます。

まず 1 つ目、「1 卸売市場法の改正に伴う大阪市中央卸売市場業務条例の改正」につきましては、卸売市場法が既に改正されており、その施行にあわせて業務条例を改正する必要があります。

2 つ目につきましては、「改正卸売市場法・基本方針に定める卸売市場の位置付け」についてでございます。

改正法及び基本方針におきましては、大きくは「卸売市場の役割・機能」と「消費者ニーズ等への対応」「公共性の確保」が定められておりますが、内容の説明につきましては割愛させていただきます。

裏面の方をご覧くださいませでしょうか。

「3 本市の考え方」についてでございます。

本市中央卸売市場は、大都市圏における消費地市場であり、今後も食品等の流通の核としての役割を果たしていく必要があります。

そのためには、流通構造の変化に対応して、取引の自由度を高めることにより、市場内事業者が持つ強みを発揮して集荷力・販売力を強化し、新たな需要の開拓や付加価値の向上に取り組むことで、「市場の活性化」を図り、より一層産地・市民等消費者から信頼され、選ばれる市場になることが必要と考えています。

また、安全・安心な生鮮食料品を安定的に供給し、適正な価格形成を行い、市民等消費者のニーズに的確に対応して高い公共性を発揮し、「市民の利益」に資する必要があります。

そこで、「市場の活性化」と「市民の利益」を柱といたしまして、業務条例等の改正を行ってまいります。

「4 改正のポイント」についてでございます。

まず、「市場の活性化」を図る観点でのポイントを 3 つ挙げております。

1 つ目に、卸売業者・仲卸業者・本市の役割を規定し、事業者の機能分担による市場本来の機能を明らかに致します。

その概要につきましては、別紙 1 「卸売業者・仲卸業者・本市の役割について」をご覧ください。

右肩、A4の横長の用紙に別紙1と書いてございます。

この資料で、卸売業者の役割は市場にしっかりと安定的に集荷し、仲卸業者等を通じた効率的な供給を行い、仲卸業者の役割は卸売を受けた荷を分荷することで、市民等への安定的な供給を行うことで、また双方とも公正な価格形成を行う役割を担っています。

本市は、法令に基づく安定的な市場運営、事業者間の連携強化の促進、市場取引の状況把握、公正・効率的な取引実施のための取引参加者への指導監督や、取引秩序維持を行う役割を担っています。

卸売業者、仲卸業者、本市がそれぞれの役割を果たしながら、連携して、市場機能を発揮していくことが必要と考えております。

資料につきましては、先ほどの資料に戻っていただきまして、改正概要の「4 改正のポイント」、そちらの方にもう一度お戻りいただけますでしょうか。

市場活性化の2つ目ですけれども、集荷力・販売力を強化して多様なニーズに柔軟・迅速に対応できるよう、基本的に取引規制は緩和することといたしまして、第三者販売の禁止、商物一致の原則、直荷引きの禁止は条例で規定いたしません。

3つ目ですが、情報共有や市場取引における課題に柔軟に対応するため、卸売業者・仲卸業者・本市の三者による協議の場を設置したいと考えております。

協議の場を説明する資料といたしまして、別紙2「市場活性化委員会の設置について」をご覧くださいいただけますでしょうか。

A4の横長の資料になります。

まず概要ですが、市場活性化委員会の詳細は要綱で規定することとしております。

委員構成は、市場ごとの青果・水産別の卸売業者・仲卸業者と本市の三者で、開催は、課題・状況に応じて随時開催とし、本市が招集いたします。

協議事項等は、概ね(1)基本的な取引条件に関すること・(2)取引状況の情報に関すること・(3)取引方法に関すること・(4)市場の安全衛生等に関することといたしますが、これら以外の事項を協議することも可能でございます。

協議結果の取扱いにつきましては、(1)取引状況の情報に関しては、定期的に取り状況を情報共有し、公正な取引環境を確認します。(2)市場の管理運営・安全衛生に関しては、必要な範囲で本市の指導基準等に反映いたします。(3)協議の結果を尊重し、当事者間で誠実に履行すること、などを考えております。

市場活性化委員会での協議を通じまして、事業者・開設者で連携し、公正な取引の場としての市場の機能を確保するとともに、市場取引における課題を解決して市場の活性化につなげていきたいと考えております。

資料の方、先ほどの資料「条例改正の理由及び趣旨」の方にお戻りいただけますでしょうか。

「4 改正のポイント」のもう1つの大きな括りである「市民の利益」に関する観点でのポイントも3つ挙げております。

1つ目に、市長による卸売業者の許可及び仲卸業者・売買参加者の認定を規定することで、売買取引秩序を維持し、市場機能を発揮してまいります。

2つ目に、取引の実績報告を義務づけることで、取引の実態を把握し、適切な指導監督につなげてまいります。

3つ目に、食の安全・安心を確保するため、品質・衛生管理に係る措置を規定いたします。

ただ今、改正のポイントをご紹介させていただきましたが、具体的な条例の内容をご説明させていただきますので、資料3「業務条例の改正概要」をご覧くださいませでしょうか。

「1 条例の目的」についてでございます。

市場の設置、施設管理及び業務の遵守事項を定めて市場の健全な運営を確保して、取引の適正化と流通円滑化を図り、公正な取引の場として安定的に生鮮食料品等を供給する重要な役割を果たし、市民等の生活の安定に資することを目的としており、改正法の趣旨を踏まえた内容にしております。

「2 開設者の責務」についてでございます。

本市が、開設者として市場を運営していくにあたり、その責務を明確にしています。

(1) 安定的に市場を運営することや、連携強化の取組み等市場の活性化措置を講じることに努めることを規定いたします。ここでの連携強化の取組みとして、先ほどご説明いたしました市場活性化委員会の設置が該当してまいります。

(2) 取引状況の把握や取引秩序維持の監督、(3) 差別的取扱いの禁止、これらを規定いたします。

「3 市場関係事業者」についてでございます。

(1) 定義については、市場内の各事業者の皆様の定義について、規定をしております。

2ページをご覧くださいませでしょうか。

(2) 市場における事業者の役割についてでございます。

それぞれの役割についての考え方でございますが、先ほどご説明いたしましたように取引規制は緩和するものの、卸売業者が市場に生鮮食料品等を集荷し、仲卸業者が分荷する本来の事業者の役割は変わらないこと、また、適正な価格形成を行い、市民等へ安定的に生鮮食料品等を供給する市場の使命は変わらないことを踏まえて事業者の役割を規定いたしております。

具体的には、先ほどご説明させていただきました別紙1に記載しております内容をそれぞれの役割として規定しておりますのでご確認いただきますようお願い致します。

続きまして、「4 卸売市場の業務の方法」についてでございます。

改正法では、開設者がどのような業務を行うのか、また、売買取引方法、決済方法といった基本的な事項を「卸売市場の業務の方法」として業務規程に定めることとされています。

具体的には、次の(1)から(5)を定めます。

(1) 開設者による差別的取扱いの禁止 (2) 開設者による卸売の数量及び価格等の公表(3) 開設者による指導監督を定めることといたします。

また(4) 売買取引の方法については、取引方法のみ定めまして、せり割合・せり物品は定め  
ないことといたします。

(5) 決済の方法につきましては、取引の決済は、速やかに行うことといたしまして、支払期  
日は事業者間の特約により定めることといたしております。

続きまして、3ページをご覧ください。

「5 取引参加者の遵守事項」についてでございます。

取引ルールにつきましては、引き続き法の規制が残る「共通ルール」と、法に定めがなく  
なりましたが、本市として定める「その他の取引ルール」に大別されます。

まず、改正法が定める遵守事項、共通ルールにつきましては、次の(1) 売買取引の原則・  
(2) 差別的取扱いの禁止・(3) 売買取引の方法・(4) 売買取引の条件の公表・(5) 受託拒否の禁  
止・(6) 決済の確保・(7) 売買取引の結果等の公表を定める必要があります。

これらの規定のほとんどが現在も定められているものですが、(4) 売買取引の条件の公表  
については改正法に基づき新たに規定いたしております。

また、(7) 売買取引の結果等の公表では、新たに月ごとの委託手数料の受領額、奨励金等の  
交付額をインターネット等で公表することが加えられております。

4ページをご覧くださいませでしょうか。

4ページの方は、改正法が定める遵守事項以外の遵守事項、いわゆるその他の取引ルール  
につきましては、今のご説明にありました前のページ、3ページでご説明致しました改正法  
が定める遵守事項、共通ルール、それ以外のものをこちらの方に掲載させていただいており  
ます。

具体的には、まず、(1)の市場内事業者の許可等につきましては、卸売業者への許可、仲卸  
業者及び売買参加者の認定を行うことで、参入制限を課し、取引秩序を維持いたします。

また、取引規制は緩和いたしますけれども、取引状況等を把握するために、(2) 第三者販売の  
報告等・(3) 商物分離取引の報告・(4) 仲卸業者の直荷引きの報告を求めてまいります。

(5)の売買取引の結果等の市長への報告・(6)の卸売の記録の提出も引き続き求めてまいりま  
す。

続きまして、5ページの方にまいりまして、(7) 有害物品の売買禁止を定めまして、食の安  
全・安心を確保してまいります。

(8)売買取引の制限を定め、不正な取引があった場合の対応を定めてまいります。

(9)決済の確保のため、卸売業者からの資料提出を定めます。

(10)のせり人の登録、せり人の試験を廃止致しまして、卸売業者がせり人を選定し、市に登  
録する形に改めてまいります。

(11) 仲卸業者の事業報告書の提出・(12) 休開場日・(13) 生鮮食品等の品質管理の方法に  
つきましては、現行と同内容で定めます。

続きまして、6ページをご覧くださいませでしょうか。

「6 その他の改正事項」についてでございます。



運営協議会の設置につきまして、改正法では明記されなくなったものの、本市といたしましては市場業務の運営に関し調査審議する場は必要であると考えておりまして、引き続き運営協議会の設置を規定致します。

業務条例の改正概要は以上でございます。

なお、この改正概要4ページ以降の、改正法が定める遵守事項以外の遵守事項、いわゆる法に定めのないその他の取引ルール、これを業務規程で定める場合、改正法に基づき、取引参加者の意見を聴いて定める必要があります。

本市では、今年7月8日に開催いたしました前回の運営協議会以降、卸売業者・仲卸業者の皆様には本市の方向性の案をお示しさせていただき、意見交換等をさせていただきました。

また、10月26日から11月24日まで、本市HPや農林水産省のHPを活用し、広く取引参加者の皆様の意見を募集致しましたところ、1社から第三者販売の禁止を定めないことによる経営への懸念等のご意見がHP上で寄せられております。

卸売業者・仲卸業者の皆様、取引参加者の皆様からいただいた意見は、参考資料1の「その他の取引ルールに対する事業者の意見」に、項目別にまとめていますので、後ほどご参照していただければというふうに考えております。

また、参考資料2と致しまして、「条例等項目新旧比較(概要)」を添付しておりますので、あわせてご参照いただければと存じます。

次に資料4をご覧ください。今後のスケジュールについてでございます。

本日も審議いただきます業務条例改正につきましては、今後、本市の法務担当や国とも協議し、正式な条文に致しまして来年2月の市会に業務条例改正案として上程し、ご審議いただきまして、3月下旬に議決いただく予定としております。

市会で可決されましたら、来年6月21日の改正卸売市場法の施行と同時に改正業務条例も施行する予定となっております。

なお、具体的な業務手続きや運用につきましては、規則や要綱等で定めてまいります。

その内容につきまして、この間、皆様方からご意見を聴かせていただいておりますが、今後も引き続き、ご意見を聴かせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(加藤会長)

はい、どうもありがとうございました。

一気にご説明いただきましたので、不明な点、疑問に思う点もあろうかと思えます。

どなたからでも結構ですので、ご意見、ご質問を頂戴したいと思います。

(金子委員)

東部市場青果組合の金子でございます。今お聞きさせていただきました今回の条例案においてですね、開設者である大阪市が本市中央卸売市場について今後とも食品等の流通等の核としての役割を果たしていく必要があると認識され、市場の活性化と市民の利益を柱とした条例改正を行うことについては評価させていただきたいと思っております。

ただですね、その他部分の第三者販売でございますが、私ども東部市場青果組合といたしましては、あくまでも条例において第三者販売の原則禁止を規定することにより、取引秩序を維持することが市場の活性化につながると考えております。

7月8日の運営協議会以降、このことに関しまして、田端市場長とは十数回にわたり協議を続けてまいりましたが、残念なことに今に至るまで私どもの主張を理解していただくには至っておりません。しかしながら、今後、東部市場青果部としてのルール作りができ、また我々の危惧するところが解消できるのであれば、本日提案された条例改正案に対して異を唱えることは差し控えたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、市場活性化委員会の設置につきましてなんですが、大阪市からは東部市場長だけではなくですね、できれば企画担当課長、さらには中央卸売市場長が入り、しっかりと議論の差配をしていただきたいと考えております。また、招集頻度につきましても、随時開催となっておりますが、現行の取引委員会のように、形骸化しないためにも開催頻度を決めて開設者である大阪市が委員会をしっかりと運営していただきたいと、かように思っております。以上でございます。

(加藤会長)

はい、ありがとうございます。事務局、お答えいただけますか。

(田端市場長)

金子委員から第三者販売をあくまで条例で規制すべきと、一方で、ルール化ができれば反対はしないという旨のご発言であったと思ひます。前回の運協以降、本当に繰り返し繰り返し、私どもと、また卸の業者として東果大阪さんにも加わっていただき、お話し合いをさせていただいてきました。

我々といたしましては、本市の市場においては卸の集荷、仲卸の分荷といった機能、役割分担はすでにある種確立されており、そのことがまた我々の市場の強みという風にも思っております。そして、条例で一律に取引ルールを規制するのではなく、卸と仲卸が市場活性化のために協調し、それぞれが持つ機能をより一層発揮し、強化していくこと、そのためには卸、仲卸、本市の三者で協議の場、仮称でございますけれども活性化委員会を設置して、情報や課題を共有し、協議していく、そのことによって、流通環境の変化に対応しつつ新たな取引秩序を構築していくことができるのではないかとこのご提案をしてきたところです。

是非とも、この、市場活性化委員会については、もちろん我々も入らせていただいて、市場の活性化と市民の利益のほうを向いて、今申し上げたような機能が発揮できるよう全力を

尽くしていきたいと思っております。活性化委員会につきましては、本場、東部市場ごと、水産、青果別に4つ作っていただきたいと思っております、それぞれの活性化委員会での開催頻度とか、メンバーについては、それぞれの活性化委員会のご意見を踏まえて進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(加藤会長)

金子委員からですね、ご意見を頂戴して、いま事務局から基本的な考え方をご披露いただいたわけですが、第三者販売について卸売業者の方の今後の動きに関して疑問といたしますか、懸念といたしますか、それが解消されれば異は唱えないというようなお話なんですけれども。

(植田委員)

今の金子さんからですね、卸の第三者販売云々とおっしゃったけども、ひとつ金子さんにお尋ねしたいんや、仲卸の直引きのことはどうされるんですか。あなたがたそれすんの。ここに書いてあるけど、仲卸業者が直引きの報告でやってもいいと書かれているわね、そんなことひとつも金子さん触れてないけど、仲卸の直引きのことはどう考えておられるんですか。ちょっとそれをお尋ねしたい。金子さん、お尋ねします。

(金子委員)

基本的に仲卸業者の直荷引きというのは、我々の立場でお話しさせていただきますとですね、当市場は卸売会社が1社でございまして、我々は、我々のお客様の要求する商品、それの品ぞろえ、数量、すべて100パーセントそろえなければお客さんは離反していくわけがございまして、その中で、やはりお客様の要求するものが当市場にない場合もございまして、その場合、無いって言うてしまうとお客さんは離れていきますので、どんなことをしてでもそろえて、お客様に提供する、ということで結果として直荷引きというのが発生しているわけがございまして。このことについては、お客様が市場から離れることこそ、一番怖いわけがございまして、そこを守っていくという意味では、直荷引きというのは、これは100パーセント市場で買えればいいんですが、そうでない現状からいきますと、当然、今後も直荷引きというのは、100パーセントそろわなければやらざるを得ないというのが実態でございまして。よろしいでしょうか。

(植田委員)

そやけど現実にはね、ある商品まで引いてるやん。卸がね、引かれたものに、無いものについては直荷引きしておるのは条例でも認められているけれどもやね、いま金子さんおっしゃったように、無い商品じゃなしに有る商品までもですね、安いところから仕入れたりして

いるということはね、私はちゃんと情報入れとるんやけど、そういう点についてはどう返答されますか。無い商品ばっかしじゃないでしょ。

(金子委員)

正直そのへんところは、具体的に把握ははっきりできておりませんが、たぶんですね、お客様が要求する価格等を考えたときに、どうしても仲卸といえども経営やっていかなあかんという立場から、価格の安いほうにどうしても流れてしまってるのが現状じゃないかと。これは想像ですけども、そう感じておりますけども。

(植田委員)

今のはね、仲卸の話題やろ、荷受けで買うたら高い、他で買うと安い。逆に荷受けから言うたらですね、卸の側から外に売ってるのと、これ同じ考え方なんや。ね、これ、お互い非難しあって、片方だけ厳しい言うて自分らは甘くして、それはないで金子さん。

そこまで荷受けに要求するんやったら、あなた方も襟を正したらいかがですか。自分は構わん、人はあかん、それはならんと思うよ。だから荷受けから買うたあと、東部の市場の荷受から買うたら高い、よそから買うたら安い、そやから外から買う、そんな理由はないと思うで、勝手な理由ちゃうかそれは。

(加藤会長)

よろしいですか。

(植田委員)

はい。

(金子委員)

いまご指摘ありましたように、たしかにそういうことかと思えます。その点につきまして、今後、卸さんと協議の場を作っていくという話し合いができておりまして、随時話し合いをしながらですね、例えばよそで安いものがある、でも東部市場では高い、どうしたらそのほかの安い値に近づけるのかという努力、お互いに話をしながらやっていくことが、で、今現状はたしかに仲卸の勝手な一面もあろうかと思えます。そのことは、卸会社様と十分話し合いをしながら、直荷引きが減るように両者話し合って進んでいきたいと、かように思っておりますが。

(植田委員)

先ほどからね、東部市場の活性化、活性化とおっしゃっているけど、荷受けのですね、販売網を狭めてどうして活性化と言うの。だからやはり、荷受けが引かれたものを売ってなお

かつ足らんということがあれば話はわかるけどね、十分な集荷をされながらですね、そして手前勝手なことをしとったら、活性化にならんの違うかな。だからそういうことやと思います。

これはもう、もうね、私かって、返答は結構ですから、お互いがですね、お互いの立場を尊重しながら、自分だけの我を通さずに、そして市場のルールを守りながらですね、今後やっていただけたらどうかなというように思います。あんまり自分の立場ばかり前に立たれるとね、やはりこれは結論が出にくい。それで一言申し上げたいと、返答は結構です。以上です。

(加藤会長) .

ありがとうございます。他に。

(吉川委員)

あの、誠に申し訳ありません。東部市場の組合とのことで、植田委員にいろいろと展開していただきまして、ありがとうございます。

私どもも、仲卸さんが第三者販売の事を強く反対されてる、ということを前回の審議会の議事録等を拝見しまして、そんなにいろいろと思っておられるんやと、に反対しておられるんやなというのをこの間感じたところなんですけど、我々の立場としては、植田委員のおっしゃったように、都合でどんどん直荷引きしてるんじゃないかなというのを実感として感じています。

まあ一方では、市場の活性化いうのをどないして図っていくのが一番いいのかなということ考えた場合、東部市場は消費地の市場として、まだまだ大きく成長できる余地があると私は思っております。そのためには、仲卸さんは第三者販売禁止というのをおっしゃってるんですけど、どうしてもその仲卸さんの数だけの話しか仕事できないので、それ以外の所を卸売業者がたくさん持つことで、卸は受託拒否できないので、新たな需要を作っていくことで、市場の活性化の役割を果たせるのではないかと考えてます。

一方では、金子委員がおっしゃったように、直荷引きでどうしても小ロットのものとか、我々は、大阪の本場さんの方のように大きな扱いをしておりますし、産地も広くないので、扱えていないものも確かにあると思っております。

それは、皆さん方のご商売を妨げない範囲では直荷引きもやむを得ないのかなと思っております。お互いこの制度の中で、やっぱり足らん部分があると思うんで、そこを市場活性化という視点に立って、一緒にやっていきたいというのが私の思いであります。

それを卸業者の立場として、金子委員はじめ、仲卸さんの理事の方にも同じようなことをご説明させていただきました。思いは思いとして受け止めて、やらなあかんと思うことは多数あると思うんです。

本来のこの市場法改正の役割は、市場活性化と市民の利益ですよ。

ここに沿わないのであれば改めていくべきではないかなというふうに思っておりますので、こ

のたび活性化委員会作っていただきましたので、この場の中で大いに議論させていただいて、あんまりこの取引の形だけにこだわるようなことはやめてほしい、というようには思っています。

今回、植田委員にいろいろとおっしゃっていただいて、私ども本当に強い思いを持ったわけですが、そういうことが、東部仲卸のみなさんに押し付けるんでなしに、みなさん方と意見かわせるような形に持っていきたいなと東部市場では思っています。

よろしくをお願いします。

(牛山委員)

大阪本場の牛山です。今日、こないだも聞いてますけど、今日改めてこの条例、新しい条例こうなった部分で、まずこの条例にそれぞれの役割分担、これを明記していただいたということは大変評価したいと。あとは今でも現状、条例はあるわけで、ただそれが、まあいろんな理由、理屈つけて有名無実なってるなど、市場活性化委員会、これももちろん各市場、各部門でやるわけやけど、その中で例えば決めたことをちゃんと、お互いにね、卸も仲卸もみんな含めて、ちゃんと守れるかどうか、その条例を遵守できる担保、これはどのように規定するのかなと思ってね。もちろん、ペナルティとかそんなん言いませんよ。どっかにそういうふうにきっちり書かれてるのかなあと。今でも条例あるけどほぼ、ほぼ言ったらおかしいけど、ある分で、実態としてですよ、守れてない部分たくさんあると思うんですよ。そのへんはどうです。

(加藤会長)

今おっしゃってるのは取引委員会。

(牛山委員)

取引委員会。これ条例の中でね、条例決めるわけでしょ。その中で、決めた条例を最終的にちゃんと担保できるか。そういうとこいけるか、ということです。

(加藤会長)

では事務局、お答えください。

(中野部長)

はい、今、牛山委員の方からご質問がございました市場活性化委員会で決めたことへの担保ですとか、条例でそういうとこまで守れるのかといったご質問であったかというふうに思いますけれども。

まずはこの活性化委員会につきましては、設置要綱で、先ほどご説明させていただきましたとおり、きちんとその設置につきましては明文化させていただきますし、その中で仲卸の

皆様、卸売業者の皆様、そして私ども三者が入って、いろいろな意見交換、そういったものをさせていただく中で最終的に決まったこと、これにつきましてはある程度、例えば市場運用の件でありますとか、安全衛生についてですとか、そういったものについては当然私どもが市場をきちっと運営する中で、その指導の中に反映をさせていただきたいと思います。

一方で卸、仲卸の皆様の間だけの、具体の取引に関することでの課題、こういったものについては、私ども市が直接、指導監督するといったことにはどうしてもなっていない部分がございますので、その辺につきましては、お話しいただいて合意いただいた両者でしっかりと守っていただくということが必要になってくると思います。それについての担保が何かあるのかということになりましたら、正直申し上げて無いので、双方で遵守していくという前提で決めていただくということが必要になってくるかなというふうに考えております。

条例で規定されていますけれども、しっかりと守るということにつきましては、当然私どもがしっかりと取引の状況も含めまして見させていただいて、あるいはこういった活性化委員会といった中での情報、あるいは課題の提起の、そういったものの中でしっかりと把握してまいりたいと考えております。以上でございます。

(加藤会長)

今のでよろしいですか。

(高丸委員)

よろしいでしょうか。

(加藤会長)

はい、どうぞ。

(高丸委員)

大阪本場の水産組合の高丸といいます。これスケジュール、条例というのは今日、運営委員会として固めてまいりますけれども、要綱、要領、規則というのは、各市場の水産やったら水産だけで決めていいということですか。それとも本場やったら青果水産は同じように規則、要綱、要領というのを決めていくんか、やはりちょっと商品、取り扱う物も違うし、そこでやっぱり水産は水産なりに決めていって、我々と荷受けさんと、役所が入って決めていくというふうに理解していいのでしょうか。

運営協議会では、ここでみんなの前で言いますけれども、その規則、要綱は、この6月21日までにきっちり出してないとあかんのか、この規則、要領、要項に関しても。

(中野部長)

基本的な規則ですとか要綱につきましては、市場運営上どうしても必要なものにつきまして

は、法改正に合わせて定める必要がございます。ただですね、条例と違いまして市会に上程するということが必要がございませんので、極端な話で申し上げれば、直前までいろいろご意見を聞かせていただきながら定めるということができる、ということでございます。

ただ、要綱ですとか、規則っていうのはある一定のことを規制するものでございますので、さらに細かいことになってきますと、それぞれの場による特性特質というものもあるかと思っておりますので、それはそれぞれの場の中で、活性化委員会の中で、決めていっていただくというようなことになっておるかと思っております。基本的には本場東部、同じ要綱、規則を定めるというようなかたちになってまいります。

(加藤会長)

よろしいですか。

今は市場活性化委員会の実効性といえますか、それについていろいろとご質問、出てると思うんですけども、他に、この点についてのご質問は、よろしいですか。

(加藤会長)

委員の皆様からいろいろご意見をいただいたわけですが、基本的にはパイが一定の中で、卸売業者の方と仲卸業者の方がそれを奪い合うという状況が想定されているわけですが、パイ自体を増やして、要するに取扱量自体を増やしていくことによって、お互いがウィン・ウィンの関係になる、そういう状況に転換できるかどうかということが非常に重要になってくるんだろうと思うんです。

先ほどから議論を伺っていますと、お互いを尊重しながら、足りない部分を補いながらというご意見がありましたが、本来ですと卸売市場というのは卸売業者の方と仲卸の方が基本的に補完関係というか、分担関係を保ちながら、それぞれが専門的技能を発揮しながらですね、生鮮食品流通を担ってきたというように思うんです。

今回、規制が緩和されたということをつきかきにして、むしろ卸売市場の取扱量を拡大するチャンスだと考え、それに対して卸売業者の方と仲卸業者の方が、何ができるのかということですね、今一度考え直す機会とすることはできないのか。どちらかというパイが一定の中で奪い合うという観点から、パイ自体を増やしていく、需要をどうやって拡大していくのか、集荷をどうやって確保していくのか、そちらの方も議論していただくといえますか、観点を定めることはできないのか。そのために卸売業者の方と仲卸業者の方とが、今回設置されます市場活性化委員会の中で、お互いの利益が守られるように、あるいは拡大できるようにですね、新しい場を設けることによってさらなる連携関係の強化が期待されているところが今回の、市の基本的な考え方にあると思います。

この基本的な考え方については、先ほど金子委員から意見がありましたけれども、そういうかたちで市場活性化委員会という場が与えられ、またある程度実効性を持つことによって卸売業者と仲卸業者の方がある程度で議論ができるようになり、お互い信頼関係を作ること



ができれば、今までのような疑心暗鬼といいますか、これが解消されれば基本的にはこの方向でご了解いただけるということでしたので、全体として言いますと、いろいろなご議論がありました。市が提案していただいた今回の考え方については、皆さん方向としては賛同いただいているということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、大阪市中心卸売市場業務条例改正についてということをお今日は議題といたしました。改正概要ですね、大阪市中心卸売市場業務条例の改正概要については、運営協議会として確認いたしました、ということでよろしいですね。

それでは、この改正概要の内容ですね、最終的な条例案をとりまとめていただきまして、市会へ上程する手続きを進めていただきたいと思います。その際には、先ほど市場長さんも言われましたが、昨年の秋以降、業界の方のほんとに様々なご意見をお聞きになられたと思います。条例案の上程にあたりましては、これらの意見を含めて、議会への説明を丁寧に行っていただきたい、というふうをお願いしたいと思います。

では、次の議題、その他についてですけれども、事務局より何かございますでしょうか。

(小野課長)

特にございません。

(田端市場長)

運営協議会として、本日ご説明した条例の骨子案を確認いただきました。

昨年の6月22日に改正卸売市場法が公布されて、9月にこの運協、実質、条例改正についての第1回目を開いていただいたのをキックオフとして、この間、様々な形で皆様のご意見、また市場関係者の皆様のご意見をお聞きしてまいりました。

そして、本日の運協で、基本的な内容を確認いただきましたこと、本当にありがとうございます。

本日の案をもちまして、これを条例の形に文章化いたしまして、説明責任を果たしながら議会の方に上程してまいります。

我々のこの中央卸売市場、昭和6年に本場が開設されて以来、約90年近くになってまいります。

やはりこの市場の強みといいますのは、卸売業者の方に生鮮食料品を全国規模で集荷いただいて、仲卸の皆様が市民の方を向きながら分荷して、その過程の中で適切な価格形成がなされて、生鮮食料品を安定的に市民に供給するという公共的な役割を果たし続けてきたというところにあると思っております。

一方で、今回、従来の取引ルールについて、法律の根拠が無くなったという状況の中で、市場外の流通を意識したときに、集荷における過程とか、分荷における過程において、やは

り規制緩和的な方策が必要と考えてまして、そういうことで主な3つの取引ルールについては条例では規制しない、その代わりとってはなんですけど、4つの活性化委員会で情報とか課題を我々開設者も入らせていただいて、共有しながら、その時々 of いろんな問題に対応していく、そのことが結果的にはお互いの強みを発揮しながら、弱いところは補っていきながら、結果として市場の活性化、市民の利益につながっていくのではないかとというのが、基本的な考えでございます。

そういう意味では、今後、活性化委員会がまさに活性化するかどうか、非常に重要なことになってくるかと思えます。

振り返ってみれば、この間、皆様と意見の交換をするにあたって、率直に申しあげれば、卸・仲卸業者間、あるいは仲卸の皆さんと開設者の間とか、案外、今まで意見交換とか話し合いがなされてなかった、充分ではなかったということも感じております。

最初は、立ち上げは想定するよううまくいかないかもわかりませんが、この活性化委員会の4つの場でそれぞれ個性を発揮しながら、協議、議論を進めていくことができるかというところが、本当に非常に大事だと思いますので、開設者といたしましてもそのところを工夫してまいりたいと思っております。

今回の法改正を契機として、大阪市の中央卸売市場がワンチームとして強みをさらに発揮していくという方向をめざして全力で頑張りたいと思っておりますので、引き続きご理解、またご協力のほどをお願いいたします。

ありがとうございます。

(加藤会長)

では議題の中にその他のというのがあるのですけども、事務局から何かございますか。

(小野課長)

特にございません。

(加藤会長)

事務局は特にないようです。

先ほど市場長さんからもごあいさつありましたけども、この市場活性化委員会ですが、大阪方式と言っていいのかわかりませんが、これが本当に真価を発揮できるように、引き続き皆様のご協力、よろしく願いいたしたいと思っております。

それでは本日の運営協議会、これをもちまして閉会とさせていただきます。

ご協力どうもありがとうございます。

(司会)

ご審議ありがとうございました。

それでは、これもちまして、本日の運営協議会を終了いたします。  
お忙しい中ご審議を賜りまして誠にありがとうございました。